別紙

Safe Work Action 取組宣言書

事業の名称	松尾建設株式会社		
事業場の名称	唐津営業所	業種	建設業
事業場の所在地	佐賀県唐津市東町45番1号	労働者数	労働者数　１２人
代表者メッセージ	松尾建設は、『人は財産』の基本理念のもと、「安全」と「健康」を確保し、 働きやすく働き甲斐がある会社を目指すため、「Safe Work Action」に取り組みます。		
労働者の安全確保に関する取組	【重点実施事項】 1.　三大重大災害の防止 墜落・転落　　激突・激突され　　挟まれ・巻き込まれ 2.　整理整頓された現場内と、障害物のない作業通路・作業床の確保と明示 3.　現場状況に即した作業手順・作業方法による作業の実施	取組期間 自 令和　８年　　４月　　１日 至 令和　９年　　３月　３１日	
労働者の健康確保に関する取組	佐賀健康企業宣言優良企業の継続認定 健康診断受診率100％達成の継続と再受診率100％達成への取り組み強化 人間ドック受診の推奨ならびに費用補助 ストレスチェックならびにエンゲージメント診断の実施	取組期間 自 令和　８年　　４月　　１日 至 令和　９年　　３月　３１日	
労働条件向上に関する取組	「建設技能者を大切にする企業」自主宣言とその取り組みの推進 週休２日に向けた取組と５日以上の年次有給休暇取得100％達成 くるみん認定「子育てサポート企業」としての取組推進 職場のハラスメント防止への取り組みと相談窓口の開設 介護休業等に関する個別周知と相談窓口の設置 仕事と育児を両立するための制度推進のための個別周知・意向確認及び聴取	取組期間 自 令和　８年　　４月　　１日 至 令和　９年　　３月　３１日	
①１～３の□に✔又は■を入れ、②カッコ内への記載・該当する□への✔又は■を入れてください。	1　☑上記内容について、労働者の過半数代表者等と協議しました。 （協議年月日：令和　８年　　１０月　　８日 協議方法：□労働者の過半数代表者又は過半数労働組合との協議、☑安全衛生委員会での協議　） 2　☑上記内容について、社内に周知しました。 （周知年月日：令和　８年　　１０月　１９日、周知方法：社内通達　　） 3　☑本取組宣言書を佐賀労働局のホームページに公開することに同意します。		

宣言年月日：令和　　８年　　１０月　　１９日